

廃棄物処理施設整備計画

平成 2 5 年 5 月 3 1 日
閣 議 決 定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 3 第 1 項に規定する廃棄物処理施設整備計画を、平成 2 5 年度から平成 2 9 年度までを計画期間として次のとおり定める。

これまで我が国では、昭和 3 8 年度から平成 1 4 年度まで、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和 4 7 年法律第 9 5 号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られてきた。その結果、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してきたところである。

また、循環型社会形成推進基本法（平成 1 2 年法律第 1 1 0 号。以下「循環基本法」という。）の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進していくため、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われる中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきた。

このような状況の中、平成 1 5 年及び平成 2 0 年に廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところである。

当該計画に定められた重点目標について、平成 1 9 年度から平成 2 2 年度までの推移を見ると、ごみ総排出量は 5 , 0 8 2 万トンから 4 , 5 3 6 万トンへ、ごみ減量処理率は 9 7 . 5 % から 9 8 . 5 % へ、一般廃棄物最終処分場の残余年数は 1 5 . 7 年から 1 9 . 3 年へと着実に向上しており、目標は概ね達成できる見

込みである。しかしながら、一般廃棄物の最終処分場の残余容量は、1億2,202万立方メートルから1億1,446万立方メートルへと減少しており、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることから、引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化等を推進する必要がある。

一方、ごみのリサイクル率は約20%で横ばいであり、ごみ焼却施設の総発電能力は1,604メガワットから1,740メガワットへの向上にとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。引き続き、廃棄物の再生利用等を推進する必要がある。

污水处理人口普及率は83.7%から87.6%へと向上したものの、浄化槽処理人口普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことなどにより、約9%と横ばいで推移するにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。このため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、合併処理浄化槽の普及の更なる推進が必要である。

また、循環型社会の実現に向けた3R（排出抑制、再使用及び再生利用）の推進、とりわけ、各種リサイクル法に基づく取組や産業界の取組により、産業廃棄物の最終処分量は2,014万トンから1,426万トンへと減少した。さらに、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、公共関与による廃棄物処理施設整備が進められており、平成24年度までに廃棄物処理法第15条の5に基づく廃棄物処理センターが18法人指定され、うち14法人の処理施設が稼働するなど、産業廃棄物処理において公共施設が一定の役割を果たしている。さらに、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物については、全国5箇所の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備されてきたところであるが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を引き続き推進していくため、処分の期限を平成39年3月まで延長している。

さらに、低炭素社会の取組への貢献の観点からも3Rの取組を進めることが重要となっており、平成22年に改正された、廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においても、循環型社会への転換については、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを

踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があるとされている。

加えて、平成23年の東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなっており、今後の廃棄物処理施設の整備に当たっては、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境等の変化を踏まえる必要がある。

こうした現状を踏まえ、平成22年に改正された廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たな整備計画を定めるものである。

1. 基本的理念

(1) 3Rの推進

循環型社会の形成の推進のため、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用(以下「適正な循環的利用」という。)を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。

(2) 強靱な一般廃棄物処理システムの確保

市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化している地域がある。一方で、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要がある。

そのため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、国は、東日本大震災への対応の経験も踏まえ、廃棄物処理施設の安全性に関する情報提供及び必要な技術水準の確保に努めつつ、市町村による廃棄物処理施設整備の取組を支援する。

(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進するために平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。

その際、広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善並びに地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、災害対策の強化等、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、総合的に一般廃棄物処理施設を整備していくこととする。

また、廃棄物処理施設は数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとする。

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

一般廃棄物の処理体制の確保に当たっては、廃棄物処理施設の整備と併せて、市町村は、その区域内における一般廃棄物の2R（排出抑制及び再使用）に関し、適切に普及啓発、情報提供及び環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保す

るものとする。特に、一般廃棄物の 3 R の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

また、市町村は、廃棄物処理の実施手法の選択に当たっては、循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環利用及び処分の基本原則や各種リサイクル法の理念に基づいた上で、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減に加え、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、さらに、地域振興、雇用創出、環境教育等の効果についても考慮する。

なお、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととし、金属、プラスチック等についても再生利用を図り、埋立処分しないよう努める。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

廃棄物処理施設の整備に当たっては、施設の安全性に関する情報だけでなく、廃棄物処理システム構築に伴う生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減に加え、地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、市町村は日頃から一般廃棄物処理に係る行政サービスに関する情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である。

さらに、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等について、廃棄物処理法、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）又は地方公共団体が定める関係条例に規定する手続に則り的確に実施する。

(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

今後は、廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる見込みである。例えば、自治体が整備

している一般廃棄物焼却施設については、築年数が30年を超える施設が103施設、40年を超える施設が4施設現存する（平成23年3月末時点）。

また、最終処分場については、316もの市町村が有していないなど、災害対応の観点からもその確保が強く求められる状況である。

一方、人口減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれている。

これらの状況を踏まえ、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

そのためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

既存の廃棄物処理施設の能力に余剰が発生する場合、都道府県及び民間事業者とも連携し、余剰能力を有効活用するなど、地域全体で効率化を図っていくことも重要である。そのため、必要に応じて、PFI等の手法により、施設設計の段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

また、人口の少ない地域においてより効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に活かし、都市、郊外、農山漁村、離島等の地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な污水处理施設整備を進めることが重要である。

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画等、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも密接に連携することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保することを前提として、コスト縮減、工期の短縮及び相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

また、地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用及び地球温暖化

対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要である。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

平成22年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約2.8%を占めている。また、1990年度(平成2年度)と比較すると、約0.4%の増加となっており、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響を受け、今後のエネルギー・環境政策として、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

これらの状況を踏まえ、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要である。

そのためには、例えば、廃棄物発電施設において十分なエネルギー回収量を確保するために施設の大規模化を進めることや、地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元することなどが考えられ、このような取組を促進することが必要である。

さらに、地球温暖化対策としては、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき定められた、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に沿って、廃棄物処理部門における温室効果ガスの排出抑制に努めることも重要である。

(5) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活

用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止にも資することから、地域特性を踏まえて、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、バイオディーゼル燃料化施設、メタンを高効率に回収する施設等の廃棄物系バイオマスの利活用のための施設の整備を推進する。

この際、例えば、メタンを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

また、廃棄物系バイオマスの利活用のための施設において、廃棄物系バイオマスの利活用が効率的に行えるよう、分別・収集の効率化を図る。

(6) 災害対策の強化

東日本大震災においては、地震に加え、津波により、大量に発生した災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が大きな課題となった。また、一部の廃棄物処理施設においては、復旧に時間を要し、通常どおりの廃棄物処理を行うことが困難な事態となった。

そのような状況で、既存の廃棄物処理施設を最大限利用し、さらに休止していた廃棄物処理施設の再稼働、被災市町村外の廃棄物処理施設、都道府県が整備した廃棄物処理センター等の余力の活用及び仮設焼却炉の設置によって、災害廃棄物等の処理を進めている。

これを踏まえ、東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に

焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、市町村等においては、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。その際必要に応じて、震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。

さらに、都道府県においては、広域的な大規模災害に備えるために、想定される災害廃棄物の発生規模を踏まえ、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定するなど、市町村間や民間事業者との連携・調整を図っておくことが必要である。

(7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設の整備に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事入札適正化法」という。）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるよう契約され、長期的かつ総合的に品質と価格で優れた工事が施工されることが求められている。

このため、公共工事入札適正化法の趣旨を踏まえ、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

また、地方公共団体等に対し、廃棄物処理施設整備に係る工事関係文書等の標準化、電子化、電子調達システムの導入等の実施を促す。

併せて、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の趣旨を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

整備計画の計画期間中の廃棄物処理施設の整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

全体目標：生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成の推進を図る。

注) 表中のごみ及び一般廃棄物最終処分場に係る指標値は、廃棄物処理法基本方針及び循環基本法第15条に基づく循環型社会形成推進基本計画に即して設定したものである。

目標及び指標	事業の概要
<p>ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</p>	<p>循環型社会の構築を目指し、環境への負荷の低減に留意しつつ、ごみの適正な循環的利用を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく施策等を適切に展開することができるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切</p>
<p>ごみのリサイクル率</p> <p>22%（平成24年度見込み）</p> <p>26%（平成29年度）</p>	

<p>一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成24年度の水準（20年分） を維持する。</p>	<p>な整備を推進する。 なお、この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。 ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。</p>
<p>焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。</p> <p>期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（平成24年度見込み） 21%（平成29年度）</p>	<p>循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー化・創エネルギー化に貢献する。</p>
<p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p> <p>浄化槽処理人口普及率 9%（平成24年度見込み） 12%（平成29年度）</p>	<p>効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整</p>

	備の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図る。
産業廃棄物の適正な処理を推進する。	必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。
P C B 廃棄物の適正な処理を推進する。	日本環境安全事業株式会社を活用し、高圧トランス等及びP C B 汚染物等の拠点の広域処理施設を整備し、早期の処理完了に向けた施策を推進する。
石綿含有廃棄物の適正な処理を推進する。	石綿含有廃棄物については、今後建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想されることから、処理の過程で適切な対策と十分な管理を行いつつ、適正に処理を行う。
水銀含有廃棄物の適正な処理を推進する。	水銀含有廃棄物については、平成25年1月にジュネーブ(スイス)で開催された政府間交渉委員会第5回会合(INC5)において「水銀に関する水俣条約」の条文案が合意されたことも踏まえ、引き続き適正に処理を行う。